

建物を解体される所有者の皆様へ

建物の解体工事により、給水装置（土地や建物に配管されている水道管）が破損する漏水事故などのトラブルを防ぐため、解体工事に伴い給水装置の改造や撤去を行う場合は、瑞穂市指定給水装置工事事業者（「指定業者」といいます。）を通じて、事前に届出（工事申請）が必要です。

解体工事を行う際の対応は下記①～③を参考に対応してください。

- ① 給水装置工事の指定を受けている解体業者様に依頼する。
 - ・指定業者の名簿はホームページ内にありますのでご確認ください。
- ② 依頼する解体業者様に指定業者の手配も含めて依頼する。
 - ・この場合、解体業者様が指定業者に依頼せずに、瑞穂市上水道課に対し無届で工事をするると、所有者様に対し、条例に基づき過料が科される場合がありますので、解体業者様へ対し、適切に依頼頂きますようお願いいたします。
- ③ 解体業者様とは別に所有者様が直接、指定業者に依頼する。
 - ・解体工事前に指定業者によって水道メーターの撤去や配管の切り離しを先行して実施して頂ければ、切り離された配管は解体業者様が自由に撤去可能です。但し、解体の際に水道を使用される場合は、作業前に指定業者と解体業者様との調整が必要になります。

工事を行う前に

- 建物の所有者様もしくは所有者様から依頼された施工業者は、敷地内に上水道の引き込みがされているのか、解体前に配管位置の事前調査を行ってください。
※給水装置の所有者でなければ、原則、市が所有する宅内配管図は閲覧できませんので、施工業者の方が閲覧するには、委任状が必要となります。
(提供する図面は過去の申請図面です。図面の誤り等があったことによるトラブル等に関して、上水道課ではその責任を一切負いません。)

施工当日

- 作業員に給水装置の位置を確認させると共に、破損させることがないように慎重に施工してください。
※宅内配管は浅いところに埋設されている場合があります。
- 施工後、取り外した水道メーターは上水道課に返却してください。紛失又は破損した場合は弁償していただきます。

給水装置が破損した場合

- 誤って給水管を破損させた場合は、速やかに水道課へ連絡すると共に、指定業者に復旧工事を依頼してください。原則、上水道課では業者の手配を行いません。

ご不明な点等ございましたら、窓口若しくはお電話で上水道課までお尋ねください。

問い合わせ先

瑞穂市役所 上下水道部 上水道課

電話：０５８－３２７－２１１３